

## 給与等からの控除に関する労使協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）、会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、給与等の口座振込み及び給与等からの一部控除に関し、次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において「給与等」とは、公立大学法人会津大学職員就業規則第2条に規定する職員の給料、諸手当、旅費及び退職手当、同規則第3条に規定する臨時職員及び嘱託職員等の賃金とする。

### （給与等の振込み等）

第2条 法人は、職員、臨時職員及び嘱託職員等から申し出があった場合には、その者に対する給与等の全部をその者の指定する銀行その他の金融機関に対する本人名義の預金（又は貯金）への振込みの方法によって支払うものとする。ただし、既に本人からの申し出により金融機関が指定されている場合には、その金融機関への振込みの方法によって支払うものとする。

### （給与等から控除するもの）

第3条 法人は、給与等の支払に際して、次に掲げるものを控除することができる。

- 一 所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料、介護保険料、公立学校共済組合掛金等法令で定めるもの
- 二 職員の互助団体の掛金、職員の互助団体、公立学校共済組合等への返済金等
- 三 グループ保険掛金
- 四 財産形成貯蓄積立金
- 五 労働組合の組合費
- 六 自治労セット共済掛金、退職互助会掛金、労金返済金、簡易保険料等
- 七 公舎入居料、公舎共益費、公舎自治会費等
- 八 会津大学外国人留学生後援会会費（ISS 基金）
- 九 福島県庁消費組合控除金
- 十 社団法人全日本建設技術協会会費、事務局親睦会費
- 十一 会津大学学生生活支援寄附金
- 十二 他の給与等支給日における給与の支給に際し生じた過払給与等額
- 十三 懲戒処分としての減給の減給額

### （有効期間）

第4条 本協定は2019年4月1日から適用し、有効期間は2020年3月31日までとする。

### （協定の更新）

第5条 本協定の有効期間満了の1か月前までに労使いずれからも異議の申し出がない場合は同一条件でさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2019年3月29日

公立大学法人会津大学理事長 岡 隆一 印

会津大学過半数代表者 金子 恵美子 印